

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 住宅用太陽光発電導入支援対策事業</p>
<p>(関係省庁名) 経済産業省</p>
<p><b>事業の概要</b> (事業概要) 高い普及効果が見込まれる住宅用太陽光発電システムの設備を導入する際に、当該設備設置者に対して定額の補助を実施する。 (補助率) 要件を満たした場合、キロワット当たり7万円 (補助対象) 住宅に要件を満たした太陽光発電システムを設置する者 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： ① エネルギーセキュリティの向上 ② 低炭素社会の実現 ③ 普及啓発</p>
<p>(先行事例) 平成21年1月13日より受け付け開始 ※平成17年度まで12年間実施された、住宅用太陽光発電の導入補助事業においては、助成開始前年に比べ、導入量は約60倍、設置コストは約6分の1を達成。 (期間後の取扱い) 継続を予定</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課 課長補佐 若林 / 係員 迫田 電話番号：03-3501-4031 / ファックス：03-3501-1365</p>

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 学校等における太陽光発電利活用設備等の設置</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b> 学校等に太陽光発電設備を始めとする再生可能エネルギー利活用設備等を設置する。</p> <p>(参考) 太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン (平成20年11月11日、経済産業省、文部科学省、国土交通省、環境省) において「小学校、中学校、高校、大学等における太陽光発電の導入拡大」と記述。</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 環境保全効果： ・再生可能エネルギーを活用する太陽光発電設備の導入によりエネルギー起源二酸化炭素排出量が削減される。 ・学校の子供たちの環境保全の意識が高まる。</p> <p>(先行事例) ・エコスクールパイロット・モデル事業 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省) が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校をモデル事業として認定)</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号： 03-5521-8339 / ファックス： 03-3580-1382 環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室 電話番号： 03-5521-8231 / ファックス： 03-3580-9568</p>

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 漂流・漂着ゴミ地域対策支援事業
(関係省庁名)
<b>事業の概要</b>
(事業内容)
1. 漂流・漂着ゴミ調査支援事業 都道府県が、民間企業、シルバニア人材センター等への委託による海岸清掃を実施し、漂流・漂着ゴミの実態把握、発生源の推定、地域の実情に応じた回収・処理方法の検討等を行う。(100%支援)
2. 漂流・漂着ゴミ処理支援事業 上記調査、管理者、ボランティア等による清掃実施により、回収した漂流・漂着ゴミを市町村が処理する場合、その処理費用を支援する。(100%支援) (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： 漂流・漂着ゴミの発生源や回収・処理方法等の知見を蓄積し、地域の関係者の相互協力が可能な体制作りが促進される。加えて、海岸の優れた自然の風景地を復元するとともに、環境の保全を通じた地域の観光産業等の活性化が期待される。
(先行事例) 財団法人かながわ海岸美化財団 クローン・ビーチいしかわ
(期間後の取扱い) 平成24年度以降は、漂流・漂着ゴミ調査支援事業及び処理支援事業により得られた成果を活かして、地域の関係者の相互協力の下での海岸清掃を含む漂流・漂着ゴミ対策を進める。
(関係省庁担当者連絡先) 環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号：03-5521-8246 / ファックス：03-3581-3348 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 電話番号：03-5521-8337 / ファックス：03-3593-8263

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 自然公園クリーンアップ事業
(関係省庁名) 環境省
<b>事業の概要</b> (事業の背景) 近年、海岸漂着ゴミが増加するとともに、山岳地や湖沼等において廃棄物の投棄が発生している。また、登山ブームなどにより、利用者が集中する登山道の荒廃が目立ってきているが、これらの維持管理は十分ではない。 国立公園や都道府県立自然公園は、都道府県を代表するすぐれた自然の風景地で、地域の生物多様性保全の観点からも重要な地域であるとともに、自然とのふれあいや環境学習の場としても活用され、地域の観光資源の中核をなしている。これらの地域で、地域住民等を雇用して自然環境保全活動を行うことは、雇用促進だけでなく、地域の自然環境の保全や地域活性化に寄与する。 (事業内容) 地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進。 (1) 事業対象地 国立公園、都道府県立自然公園、長距離自然歩道及びこれらと保全上密接な関係にある周辺区域 (2) 事業内容 ① 山岳地における登山道や行楽地等利用拠点のきめ細かな維持管理（入力による路面補修、倒木処理、道標の補修・塗装等）の充実 ② 投棄物・漂着物・堆積物の回収による自然の風景の維持改善 (実施方法) 都道府県の交付金を財源として、都道府県が地域の民間団体、民間企業等に請負契約を行う。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) なし (期待される効果) 定性的効果： ○国立公園、都道府県立自然公園、長距離自然歩道の管理のグレートアップを図る。 ○観光立国・良好な景観形成の実現に貢献。 ○環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化に寄与。
(先行事例) 国立公園等においては、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）により国（環境省）が直接実施している。

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

環境省自然環境局国立公園課

電話番号：03-5521-8279 / ファックス：03-3595-1716

(関連分野)	環境・低炭素
(事業の名称)	海岸環境改善運動
(関係省庁名)	農林水産省 (農村振興局)、水産庁、国土交通省 (港湾局)
<b>事業の概要</b>	
(目的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の漂着ゴミ・流木の除去・処分及び海岸におけるゴミ・流木の漂着状況のモニタリング・状況調査により、海岸の環境の保全・改善、海岸保全施設の機能維持を図るとともに、地域の雇用創出を図る。</li> </ul>
(事業内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸管理者である都道府県及び市町村が実施主体となつて、地域住民等の協力を得て、海岸漂着ゴミ・流木の除去・処分を行う。また、実施主体は、ゴミ・流木の漂着を把握するためのモニタリング調査及び漂着ゴミ・流木の除去・処分を通し、効率的な環境改善運動の構築を図る。なお、委託事業の構成は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着ゴミ・流木の除去：自安として1海岸程度あたり地域住民等 40名 (×5回/月×12ヶ月)</li> <li>漂流漂着ゴミの処分</li> <li>ゴミ・流木の漂着状況のモニタリング・状況調査、効率的な海岸環境改善運動の検討</li> </ol> </li> </ul>
(関係者の役割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸管理者：実施主体 (委託事業の実施、報告)</li> <li>受託者：民間組織、NPO等を想定 (事業の受託)</li> <li>国：事業運営等に関する相談・助言</li> </ul>
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)	制度改正：特になし
(期待される効果)	定性的効果
	<ol style="list-style-type: none"> <li>海岸環境の美化：海岸に漂着する漂着ゴミ・流木の除去により、海岸環境が改善される。</li> <li>海岸保全施設の機能維持：海岸保全施設の機能低下を及ぼす漂着ゴミ・流木の除去が可能となる。</li> <li>雇用創出：ゴミ等除去作業に一定期間内の住民の有償での協力を求め、また、地域のNPO等が受託者となるため、雇用創出につながる。</li> </ol>
(先行事例)	特になし

(期間後の取扱い)

海岸管理者は、当該活動を通じて構築した海岸環境改善運動を定期的に実施。

(関係省庁担当者連絡先)

水産庁防災漁村課海岸班 課長補佐 黒澤 / 係長 金納

電話番号：03-3502-5304 (直通) 6903 (内線) / ファックス：03-3581-0325

(関連分野)	環境・低炭素
(事業の名称)	海岸環境改善運動
(関係省庁名)	農林水産省 (農振局)、水産庁、国土交通省 (港湾局)
<b>事業の概要</b>	
(目的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の漂着ゴミ・流木の除去・処分及び海岸におけるゴミ・流木の漂着状況のモニタリング・状況調査により、海岸の環境の保全・改善、海岸保全施設の機能維持を図るとともに、地域の雇用創出を図る。</li> </ul>
(事業内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸管理者である都道府県及び市町村が実施主体となって、地域住民等の協力を得て、海岸漂着ゴミ・流木の除去・処分を行う。また、実施主体は、ゴミ・流木の漂着を把握するためのモニタリング調査及び漂着ゴミ・流木の除去・処分を通し、効率的な環境改善運動の構築を図る。なお、委託事業の構成は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着ゴミ・流木の除去：目安として1海岸程度あたり地域住民等 80名 (×5回/月×6ヶ月)</li> <li>漂流漂着ゴミの処分</li> <li>ゴミ・流木の漂着状況のモニタリング・状況調査、効率的な海岸環境改善運動の検討</li> </ol> </li> </ul>
(関係者の役割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸管理者：実施主体 (委託事業の実施、報告)</li> <li>受託者：民間組織、NPO等を想定 (事業の受託)</li> <li>国：事業運営等に関する相談・助言</li> </ul>
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)	制度改正：特になし
(期待される効果)	<p>定性的効果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>海岸環境の美化：海岸に漂着する漂着ゴミ・流木の除去により、海岸環境が改善される。</li> <li>海岸保全施設の機能維持：海岸保全施設の機能低下を及ぼす漂着ゴミ・流木の除去が可能となる。</li> <li>雇用創出：ゴミ等除去作業に一定期間内の住民の有償での協力を求め、また、地域のNPO等が受託者となるため、雇用創出につながる。</li> </ol>
(先行事例) 特になし。	
(期間後の取扱い)	海岸管理者は、当該活動を通じて構築した海岸環境改善運動を定期的に実施。
(関係省庁担当者連絡先)	国土交通省港湾局海岸・防災課 課長補佐 宮津 / 係長 前田 電話番号：03-5253-8688 / ファックス：03-5253-1654



<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 低炭素都市 (環境モデル都市等) グリーン・ジョブ創出事業</p>
<p>(関係省庁名) 内閣官房、農林水産省 (林野庁)、国土交通省、経済産業省、環境省等</p>
<p><b>事業の概要</b></p>
<p>(事業内容) 環境モデル都市 (全13都市) を中心に、低炭素都市推進協議会加入都市 (70市町村、39都道府県) において、エコハウスの普及等低炭素社会づくりと同時に、雇用創出につながる事業を緊急実施。 また、併せて事業実施のための技術技能・知見を有する者の育成・キャリアアップを図る。</p>
<p>事業としては、特に技術技能・知見を必要とする事業として、例えば以下の分野を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコハウスの普及&lt;技術技能・知見の内容 (以下同じ。) : 地域産材の加工、断熱・採光施工等&gt;</li> <li>・太陽光パネル、バイオマス資源等の自然エネルギー・再生可能エネルギーの普及&lt;既築家屋への太陽光パネル設置、グリーン証書化、バイオマス資源の燃料化等&gt;</li> <li>・低炭素都市エコツアー&lt;地球環境問題、まちづくり等に関する幅広い知見&gt;</li> <li>・林建共働等による森林整備&lt;間伐、林道整備等&gt;</li> </ul>
<p>(関係者の役割)</p> <p>市町村：実施主体又は民間への補助金交付主体。関係者との調整等。 都道府県：都道府県基金から市町村への助成、市町村からの相談への助言、連携体制の構築等 国：都道府県からの相談への助言等</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (エコハウス、自然エネルギー等) 二酸化炭素の削減</li> <li>・ (エコツアー) 環境教育の推進、観光交流客数の増加</li> <li>・ (森林) 二酸化炭素の吸収、治山治水</li> </ul>

(先行事例)

○エコハウス関係

「環境モデル都市」のうち複数の都市が、地域産材を活用したエコハウス等の建設を実施することとしている(北海道下川町、帯広市、京都市、水俣市、構原町等)。

○自然エネルギー・再生可能エネルギー関係

「環境モデル都市」のうち複数の都市が、住宅への太陽光パネルの大規模設置を予定している(帯広市、飯田市、豊田市、京都市、堺市、北九州市等)。

○エコツアー関係

「環境モデル都市」の見学を行う際の都市内の案内人を育成・キャリアアップする。

○森林整備関係

・「環境モデル都市」のうち高知県構原町が、「森の工場づくり推進事業」(高知県)等の活用を想定し、建設業等の余剰労働力を活用した森林・林道整備を実施することとしている。

・その他の「環境モデル都市」においても、複数の都市が大規模な森林整備を実施することとしている(北海道下川町、帯広市、飯田市、豊田市、京都市等)。

(期間後の取扱い)

平成24年以降は、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省等、最も関係の深い省庁の予算に切り替える。

(関係省庁担当者連絡先)

内閣官房省地域活性化統合事務局 主査 浜島直子

電話番号：03-5510-2207 / ファックス：03-3591-0022

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) カーボン・オフセット推進支援事業</p>
<p>(関係省庁名) 環境省、農林水産省等</p>
<p><b>事業の概要</b></p>
<p>(事業背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「カーボン・オフセット」とは、自らが排出する温室効果ガスのうち、削減困難な部分について、他の場所で実現された排出削減・吸収量（クレジット）の購入等により埋め合わせ（オフセット）をする取組</li> <li>・カーボン・オフセットの推進により、市民・企業等による自主的な温室効果ガス排出削減活動を促すとともに、排出削減・吸収プロジェクトの資金調達につながる。近年、カーボン・オフセットの仕組みを利用した商品・サービスは急速に拡大。</li> <li>・環境省では、カーボン・オフセットの埋め合わせに用いられるクレジットとして国内の温室効果ガス排出削減・吸収量を認証するオフセット・クレジット（J-VER）制度を昨年11月に創設。</li> </ul>
<p>・J-VER制度の対象となるプロジェクトとしては</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 化石燃料の代わりに木質バイオマス（未利用林地残材等）をボイラー燃料に用いた二酸化炭素排出削減プロジェクト</li> <li>② 間伐や植林等を通じた森林による二酸化炭素吸収プロジェクト</li> <li>③ 小水力発電や木質以外のバイオマス発電による二酸化炭素排出削減プロジェクトなどが考えられる。</li> </ol>
<p>(事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や自治体等へJ-VER発行のため必要となる申請・検証の費用を支援</li> <li>・地域内におけるカーボン・オフセット制度の普及啓発、相談支援</li> <li>・自治体への委託によりカーボン・オフセット実施事業者等を支援する手法の検討</li> <li>・ネットワーク化を支援することより自治体間又は自治体・企業間等におけるカーボン・オフセット協定の締結を促進</li> <li>・自治体等がJ-VERを購入することによる自らの排出量をオフセットする費用を支援等（関係者の役割）</li> <li>・地方公共団体：カーボン・オフセットの対象となるプロジェクト案件の発掘・支援（特に、森林整備やバイオマス利用など地域に密着したプロジェクト）</li> <li>・国：カーボン・オフセット制度の構築（ガイドラインの策定、認証機関の整備等）、全国レベルでの普及啓発、相談支援</li> </ul>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果)</p>
<p>①環境負荷低減効果 カーボン・オフセットの取組を通じて、市民・企業等による主体的な温室効果ガス排出削減活動を促進することができる。</p> <p>②森林保全効果</p>

カーボン・オフセットの資金が国内林業に還流し、国内林業の活性化と地球温暖化対策としての森林の整備・保全の一層の推進が期待される。

(先行事例)

○高知県による J-VER 創出と (株) ルミネによる J-VER 購入

高知県にあるセメント工場のボイラー燃料について、化石燃料から未利用林地残材へ転換することにより、約 1,000t-CO2 (平成 19 年度) の J-VER が創出される予定。これを都内の (株) ルミネが社員の通勤に係る排出量のカーボン・オフセットに活用するため購入。

ルミネが J-VER を購入するための資金は、高知県のセメント工場がボイラー燃料として未利用林地残材を使用するため、当該林地残材の運搬を地元の森林組合に委託するための費用等に充てられる。

(期間後の取扱い)

カーボン・オフセット制度自体は継続的に実施

(関係省庁担当者連絡先)

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

電話番号：03-5521-8354 (直通) / ファックス：03-3580-1382

(関連分野)	環境・低炭素
(事業の名称)	農地・農業用水等の地域資源保全事業
(関係省庁名)	農林水産省
<b>事業の概要</b>	
(事業内容)	<p>農業者と地域住民等の農業者以外の多様な主体が参画した民間団体等が実施する農地や農業用水路等の地域資源の管理、補修等の保全管理活動。</p> <p>具体的には以下のような活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地や水路、農道の草刈り等の保全管理</li> <li>・ 農業用水路、ため池等の監視・見回り</li> <li>・ 農道、農業用水路等の機能診断や補修 等</li> </ul> <p>(背景)</p> <p>過疎化・高齢化が進行した集落においては、地域の資源を保全する人員が不足し、地域の基幹産業である農業を継続していくことが困難に。このような地域に対し、都市部から新たな人材を呼び込み、サポートしていくことが必要。</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p> <p>制度改正：特になし</p>
(期待される効果)	
(先行事例)	
(期間後の取扱い)	
(関係省庁担当者連絡先)	農林水産省農村振興局農地資源課 課長補佐 都築 / 係長 大須賀 電話番号：03-6744-2447 / ファックス：03-3592-0302

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 農業集落排水汚泥リサイクル促進事業</p>
<p>(関係省庁名) 農林水産省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業集落排水施設は、重金属等の有害物質を含む工場排水の流入を排除しているため、発生汚泥については有機資源として農地への還元利用が可能。</li> <li>・ 一方、コンポスト資材の活用に当たっては、施設の運営、製品の農家への販売、施用のサポートなど、きめ細かい対応が必要であるが、これらを行うノウハウが不可欠。</li> <li>・ よって、農業集落排水施設から発生した汚泥を受け入れ、堆肥化することが可能なコンポスト施設等を運営する実施主体において地域求職者を受け入れる場合に一定の支援を行う。</li> </ul> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① リサイクルの促進：発生汚泥を廃棄処分することなくリサイクルが促進されるとともに、堆肥化された場合、地域農業者に低価格で堆肥を提供することが可能。</li> <li>② 地域での雇用：農業集落排水施設は、全国に5,000もの施設が稼働していることから、地域求職者を受け入れやすい。</li> </ol> <p>(先行事例)</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省農村振興局農村整備官 農村整備官補佐 糸賀 / 係長 近藤 電話番号：03-6744-2200 / ファックス：03-3501-8358</p>

(関連分野)	環境・低炭素
(事業の名称)	農業用調整池等の水質保全活動及び支援事業
(関係省庁名)	農林水産省
<b>事業の概要</b>	
(事業内容)	<p>都道府県、市町村、土地改良区等が実施する農業用水の水質保全活動を支援する。具体的には以下のような活動が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用調整池等に流入するゴミ等の除去作業</li> <li>・ 富栄養化した農業用調整池等における底泥の除去活動</li> <li>・ ため池周辺・自然干陸地等における水生植物の適切な植生・除去作業（※専門家の指導の下、実施することが望ましい。）</li> <li>・ 水質保全のためのモデル的水耕栽培作業 等</li> </ul> <p>(背景)</p> <p>農業用水として利用される調整池等では、これまで水質保全が行われてきたが、富栄養化に伴うホテイヤオイの異常発生など自然環境の急激な変化などへの対応が十分とはいえない。余剰の人材を活用し、農業用調整池等の水質改善への取組をサポートしていくことが必要。</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p> <p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：農業用調整池等に流入してくるゴミ等の除去作業等により、農業用水の水質改善、農業用水を取りまく環境の美化が期待できる。</p> <p>(先行事例) 特になし</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>施設管理者は、引き続き水質の維持改善に努める。</p> <p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>農林水産省農村振興局防災課 課長補佐 荻野 / 係長 佐藤  電話番号：03-3502-6430 / ファックス：03-3592-1987</p> <p>農林水産省農村振興局農地資源課 課長補佐 豊 / 係長 傍島  電話番号：03-6744-1709 / ファックス：03-3501-5126</p> <p>農林水産省農村振興局農水資源課 課長補佐 杉山  電話番号：03-6744-1363 / ファックス：03-5521-1399</p>

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 優良漁場保護のための監視・取締強化事業
(関係省庁名) 農林水産省
<b>事業の概要</b> (事業内容) 優良漁場を保護するため、定期的な監視や取締りを強化することによる新たな雇用創出を支援。
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし
(期待される効果) 定性的効果： ・ 漁場における生産力の向上が図られ、漁業の活性化につながる。 ・ 漁村における新たな起業の創出が見込まれる。
(先行事例) ・ 各都道府県において実施されているが、強化の必要性が高い。
(期間後の取扱い) ・ 資源状況に応じて県の独自財源による自主的な対応を検討
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省水産庁企画課 課長補佐 山下 / 係長 岡田 電話番号：03-6744-2340 / ファックス：03-3501-5097



<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 環境・生態系保全活動・雇用支援 離島漁業再生・雇用支援</p>
<p>(関係省庁名) 農林水産省</p>
<p><b>事業の概要</b></p>
<p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>藻場・干潟等の減少や公益的機能の低下を防ぐために行う、環境・生態系保全活動を行う場合における新たな雇用創出を支援。</li> <li>離島漁業の再生に資する活動における新たな雇用創出を支援。</li> </ol> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：藻場・干潟等の機能の維持・回復を図ることにより、水質浄化等の公益的機能が発揮される。 離島漁業者の生産力・収益力の向上が図られるとともに、良好な水産資源の保全を通じて水産物の安定的供給に資する。</p>
<p>(先行事例)</p> <p>各県で小規模な実施が見られるが、量的・面的拡大が必要。</p>
<p>(期間後の取扱い)</p> <p>・ 本事業により事業化したものについては、必要に応じて一般財源で実施。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>農林水産省水産庁企画課 課長補佐 山下 / 係長 岡田 電話番号：03-6744-2340 / ファックス：03-3501-5097</p>

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 郷土のもり景観再生事業 (仮称)</p>
<p>(関係省庁名) 林野庁</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>・山村等の代表風景である森林景観の再生・保全作業  かつては眺望や山菜の名所等として多くの利用があったが、松くい虫被害や手入れ不足等によりかつての面影を失っている郷土の森林について、枯死木の除去、道路脇の藪の刈り払い、花木の植栽、眺望地の伐開、間伐、看板の付け替え等を行い、景観の再生・利便性の向上を図るとともに、その後の利用者の増加等への対応として、樹木の損傷や不法投棄等を防止するパトロール、境界標識周辺の刈り払い等を実施。</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果：放置林等の整備を通じて、森林の景観の向上・保全が図られるとともに、山村地域の観光資源としての活用も見込まれる。</p> <p>(先行事例)</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省林野庁経営課林業労働対策室 経営対策官 藤岡 電話番号：03-3502-1629 / ファックス：03-3502-1649</p>

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 電気バスの開発・普及による路線バスの運行</p>
<p>(関係省庁) 経済産業省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティバスとして実用可能な電気バスを開発し、路線バスとして運行し、公共交通機関の低炭素化を図るとともに、公共交通を軸とした街作りを目指す。</li> </ul> </p> <p>(導入設備)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地の既存の路線で定時運行が可能なコミュニティバスを開発する。さらに電気バスのバッテリーを充電等する周辺設備を整備する。</li> </ul> </p> <p>(利用者)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関の低炭素化を目指す取り組みのモデルケースとして紹介し、マイカー利用者を公共交通機関への利用を促す。</li> </ul> </p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし。</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： 路線バスを電気バスに切り替えにより、公共交通機関の低炭素化のショーケースとして注目されることで、市民がマイカーから公共交通機関への乗り換え、地方都市等の駅前商店街等の中心市街地の商業施設の集客が期待できる。</p>
<p>(先行事例) 電気バスの路線バスとしての運行事例はなし。</p>
<p>(期間後の取扱い) 電気バスを開発した事業者やバス運行会社が主体となり、より効率的な電気バスの開発を継続する。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課 電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389</p>

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 食品バイオマスを利用し、家畜飼料（エコフイード）を製造・提供する地域循環ネットワークを構築する事業
(関係省庁名) 経済産業省
<b>事業の概要</b>
(事業内容) スーパー等から排出される食品残渣を利用し、家畜の飼料を生産する循環システムを構築する。 事業実施にあたっては、地域の自治体、食品加工等関連事業者（外食、スーパー、コンビニ等）、地元畜産事業者等から構成される地域ネットワークを整備。
(人員等) 循環システムの運営に必要な職員（10名～20名程度／1事業ネットワーク）を置く。
(規模) 地域の自由設計。システムに参加する市町村の希望を踏まえて対応。
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし。
(期待される効果) 定性的効果： ①食品残渣の有効活用が図られ、地域の環境が改善される。 ②地域資源の有効活用により安全・安心な高品質な食料品の提供につながる。
(先行事例) ・札幌市、兵庫県、鹿児島県等で食品残渣飼料化に取り組む事例あり。 ・兵庫県では、都市型食品残渣の有効利用システム研究会により検討が行われている。
(期間後の取扱い) 関連自治体、事業者等による自己負担により、自律的展開を行う。
(関係省庁担当者連絡先) 経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課 電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 港湾緑地における環境管理事業</p>
<p>(関係省庁名) 国土交通省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾緑地において、植樹作業、防虫作業、清掃等を行う。</li> </ul> </p> <p>(人員等の基準)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員の採用に関し特に基準は設けず、行政が自由に設定可能。</li> </ul> </p> <p>(関係者の役割)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾管理者 (地方公共団体、一部事務組合等) : 実施主体 (業務委託先の選定等)</li> </ul> </p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)            制度改正 : 特になじ         </p> <p>(期待される効果)            定性的効果 :           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃等管理による港湾緑地の景観の向上</li> <li>・ 生物生息の多様化</li> <li>・ 樹木によるCO2の吸収</li> </ul> </p> <p>(先行事例)</p> <p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)            国土交通省 港湾局 国際・環境課 係長 長山            電話番号 : 03-5253-8684 / ファックス : 03-5253-1653</p>

<p>(関連分野)</p> <p>環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称)</p> <p>釣り振興を通じた地域活性化事業</p>
<p>(関係省庁名)</p> <p>国土交通省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容)</p> <p>釣り振興を通じて、安全対策や施設管理等により雇用を創出し、地域振興を図るため以下のことを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の魚釣り施設について、釣り振興団体やNPO法人等へ、安全対策も含めた管理委託を実施する。</li> <li>魚釣り施設や釣りのイベント開催時における安全対策の例として、安全指導員を配置し、釣り人へライフジャケットの着用を促すなど事故防止や緊急時の救助体制・連絡体制を確保する。</li> </ul>
<p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>魚釣り公園、釣り施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定管理者等が管理している魚釣り施設については、開放時間内における配置人員の増員や巡回回数を増加する。</li> <li>(2) 常時監視体制の無い施設については、釣り振興団体や地元NPO法人等に管理委託を行い、安全監視員の配置や安全柵等の設置など簡易な安全施設の整備も含めた管理をしてもらうことで、より安全性の高い釣り施設を提供する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>(利用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設や駐車場の利用料、清掃等による維持管理料等を徴収可能。</li> </ul>
<p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾管理者の自由。</li> </ul> <p>◆ 港湾管理者から釣り振興団体、NPO法人等へ管理委託する。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)・ 制度改正：なし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：管理委託による雇用の創出と共に、安全な釣り施設を提供し、地域活性化が図れる。</p>
<p>(先行事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県の名古屋港高潮防波堤における海釣り公園 (常設施設)</li> </ul> <p><a href="http://www.npspa.jp/fishing_01.htm">http://www.npspa.jp/fishing_01.htm</a></p>

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) リサイクルポート推進事業 (リサイクル情報センター (仮称))</p>
<p>(関係省庁名) 国土交通省、経済産業省、環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容) リサイクルポート<sup>(注1)</sup>における循環資源<sup>(注2)</sup>の取扱量を拡大するため、循環資源のリサイクルに関する情報を企業や市民に提供するサービスを行う。</p> <p>注1：循環資源を集積的なリサイクルを促進するための拠点となる港湾。東京港、酒田港など全国で21港が指定されており、循環資源を取り扱う港湾インフラの整備や、地域協議会による官民協力などの取組が進んでいる。</p> <p>注2：廃棄物等のうち有用なもの。(塵芥、木くず、石炭灰等)</p> <p><b>【事業の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の企業が新たな循環資源貨物を取り扱おうとする際に必要となる、地域住民への説明や行政への手続きについて、支援を行う。</li> <li>循環資源貨物の位置情報等を収集・管理・提供する仕組み (トレーサビリティ・システム) を構築し、貨物の荷主や受入事業者の求めに応じてこれらの情報を提供する。</li> <li>循環資源の需要と供給をマッチングさせるシステムを構築し、循環資源の販路の開拓や、新規のリサイクル事業の創出を支援する。</li> </ul> <p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域基金協議会の自由設計。ただし、トレーサビリティやマッチングに関する情報を提供できる設備が必要。</li> </ul> <p>(利用者の規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域基金協議会の自由設計。目安としては、1日当たりの平均利用者数は、2～3名程度 (これ以上でもこれ以下でも可)。</li> </ul> <p>(利用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域基金協議会の自由設計。ただし、設備費の償還やランニングコストに見合うだけの利用料の徴収は必要であり、無料にはしない。</li> </ul> <p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域基金協議会の自由設計。</li> </ul> <p>(関係者の役割)</p> <p>都道府県：実施主体 (施設や設備の確保、運営委託先の選定・監督)、都道府県基金から</p>

<p>の運営委託費の支弁、連携体制の構築など</p> <p>市町村 : 連携体制の構築など</p> <p>国 : 事業運営全般に関する相談・助言、他機関への協力要請など</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p> <p>制度改正：特になし</p> <p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のリサイクルポートにおける循環資源貨物の取扱いの信頼性の向上</li> <li>・ 循環資源貨物の取扱量の増加による地域活性化</li> </ul>
<p>(先行事例)</p> <p>なし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>国土交通省港湾局国際・環境課 課長補佐 吉川 / 係長 木村</p> <p>電話番号：03-5253-8685 / ファックス：03-5253-1653</p>



・ 北海道の石狩湾新港の北防波堤 (イベント)

<http://plaza.rakuten.co.jp/mujifx/diary/200805250000/>

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省 港湾局 国際・環境課 課長補佐 酒井 / 係長 住田  
電話番号：03-5253-8684 / ファックス：03-5253-1653

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 放置艇対策の促進と管理委託事業</p>
<p>(関係省庁名) 国土交通省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)  <ul style="list-style-type: none"> <li>放置艇対策として、計画から管理・運営まで実施することによる雇用創出と、地域活性化を図るため以下のことを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>放置艇の現状把握から計画作成までの調査、研究</li> <li>完成した施設の管理・運営</li> </ul> </li> </ul> </p>
<p>(人員等の基準)  <ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査等：調査会社等の調査員補助として数名</li> <li>管理者：現地監視員等数名</li> </ul> </p>
<p>(委託費水準)  <ul style="list-style-type: none"> <li>パリーナ関係者、調査会社、NPO法人等による。</li> <li>◆ 国又は港湾管理者等からパリーナ関係団体、コンサルタント会社へ業務を委託する。</li> </ul> </p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)  <ul style="list-style-type: none"> <li>制度改正：なし</li> </ul> </p>
<p>(期待される効果)  <p>定性的効果：放置艇対策を促進することで地域の活性化や良好な景観が形成される。</p> </p>
<p>(先行事例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県 新舞子ボートパーク (指定管理者による管理)</li> <li>神奈川県 深浦地区ボートパーク (指定管理者による管理)</li> </ul> </p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)  国土交通省 港湾局 国際・環境課 課長補佐 酒井 / 係長 住田  電話番号：03-5253-8684 / ファックス：03-5253-1653</p>

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 海の環境保全促進事業
(関係省庁名) 国土交通省
<b>事業の概要</b>
(事業内容) ・沿岸域の自然環境・生物環境を良好に維持するため、以下を調査・管理を実施する。 1) アヤマモ等の維持管理 2) 水質・底質・生物のモニタリング調査 3) 海域環境改善の啓蒙活動 ・地元のパロウワーク、地域活動組織と連携体制を組み、離職者、雇い止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。 ー当初の研修期間は、1週間程度。 ーカリキュラムは、各運営主体が実績のある地域活動組織の協力を得て作成。
(委託先の基準) ・原則として、市町村の自由設計。ただし、アマモ等自然・生物環境に関する知識及び水質・底質・生物調査に関する知識を持つコーディネーターを配置できること。
(利用者の規模) ・市町村の自由設計。
(関係者の役割) ・市町村：実施主体（委託先の選定・監督）など ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言など ・国：事業運営全般に関する相談・助言など
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
(期待される効果) 定性的効果 ①環境意識の向上 ②地域に密着した運営 ③沿岸域の自然環境・生物環境の維持
(先行事例)
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 国土交通省港湾局国際・環境課 課長補佐 加藤 / 係長 草野 電話番号：03-5253-8685 / ファックス：03-5253-1653

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 生ごみのエタノール化モデル事業</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭から排出される生ごみを発酵させてエタノール化するモデル事業として、ふるさと雇用再生特別交付金委託事業により、市町村による一般廃棄物処理事業の一環として、一般家庭への普及・啓発や収集運搬業務を支援し、生ごみのバイオエタノール化を促す。</li> <li>・ 生成したエタノールは、地域でガソリンとブレンドし、行政機関や関係者により、E3燃料として活用する。</li> </ul>
<p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村：市民への普及啓発活動の実施、収集運搬業務委託先の選定・監督など</li> <li>・ 事業者：バイオエタノール・E3製造、販売</li> </ul>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 市民のごみに対する意識改革が進み、資源の有効利用に対する意識が高まる。</li> <li>⑧ 生ごみの有効利用が進み、市町村のごみ焼却炉の負担が軽減される。</li> <li>⑨ バイオエタノールの活用によるCO2削減効果が得られる。</li> <li>⑩ 生ごみの分別収集により、廃棄物処理業者のビジネスチャンスが生じ、作業者の雇用創出効果が得られる。</li> <li>⑪ バイオエタノール工場を、市民の環境教育の場として活用できる</li> </ul>
<p>(先行事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福岡県北九州市・食品廃棄物のエタノール化実証事業：NEDOの補助金により施設整備がなされ、現在、事業系廃棄物を中心として実証研究中</li> <li>② 東京都江東区・小中学校給食ごみのエタノール化・バイオガス回収実証研究：東京ガスが主体となって小規模な実証研究を実施中。</li> </ul>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 課長補佐 作花 / 係員 梁瀬 電話番号：03-5501-3154 (直通) / ファックス：03-3593-8263</p>

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) CO2削減に資する高齢者向け断熱リフォームの普及促進
(関係省庁名) 国土交通省、厚生労働省
<b>事業の概要</b>
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>断熱サッシ、複層ガラス、断熱カーテンなど、既設住宅において断熱効果を高める設備等の導入(断熱リフォーム)を支援することにより、暖房機器等を多用する傾向にある高齢者に対して、冬でも暖かく快適な居住空間を提供する。また、暖房に必要なエネルギー消費量を減らすことで、地球温暖化の原因となるCO2を削減する。</li> <li>このため、現在介護保険制度の下で実施されている住宅改修費用への助成(一人20万円を上限・9割助成)と同様に、要支援・要介護認定を受けた高齢者向けの断熱リフォームについても独自に助成を行うこととする市区町村に対し、その原資を補助する。</li> </ul>
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者向け断熱リフォームを助成対象とするための新たな助成制度を、各市区町村において整備する必要がある。</li> </ul>
(期待される効果)
(先行事例)
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 環境省総合環境政策局環境計画課 電話番号：03-5521-8234 / ファックス：03-3581-5951

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 自然環境ビオアップ (Bio-up) 事業 (自然環境・生物多様性保全修復事業)</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(目的)</p> <p>都市内の緑地・水辺地や里地里山をはじめとする身近な自然は、自然とのふれあいや環境学習の場として貴重であるとともに、近年、生物多様性の観点からの重要性についても認識が高まってきている。平成19年11月に閣議決定された「第3次生物多様性国家戦略」においても、都市や里地里山も含めた国土全体の生物多様性の質を向上させることを施策の大きな方向として示している。</p> <p>このため、地域のシンボルとなるような動植物や絶滅危惧種などの生息・生育地となっている場所において、生息・生育環境の保全修復や、観察路等利用施設の維持・活用を図る。</p>
<p>(事業対象地)</p> <p>全国各地の森林、草原、湿地等で、地域のシンボルとなるような動植物や絶滅危惧種等の生息・生育地</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホタルやメダカ等の生息環境改善のため、水路の維持管理、泥さらい、投棄ゴミ除去等</li> <li>・管理水準の低下している雑木林の間伐、枝払い等</li> <li>・周辺植生に侵入・拡大している竹林や外来種の伐採・除去</li> <li>・観察路、案内板の維持管理、観測会の実施</li> </ul>
<p>(実施方法)</p> <p>都道府県の交付金を財源として、都道府県が地域の民間団体、民間企業等に請負契約を行う。</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) なし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活に身近な地域をはじめ、全国各地において自然環境の保全・再生を図り、生物多様性の質を高める。</li> <li>○良好な景観形成の実現に貢献</li> <li>○人と自然のふれあい、自然環境学習に貢献</li> <li>○環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化に寄与</li> </ul>

(先行事例)

国立公園等においては、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンローカー事業）により国（環境省）が直接実施している。

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

環境省 自然環境 自然環境計画課

電話番号：03-5521-8343 / ファックス：03-3591-3228

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 自然公園における登山道等危険箇所総点検及び安全対策事業
(関係省庁名) 環境省
<b>事業の概要</b>
(事業内容) 自然公園における登山道や園地等における危険箇所の総点検・簡易補修を行うとともに、崩落等の危険箇所については、安全対策事業（施設整備事業）を実施する。
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
(期待される効果) 定性的効果：安全・安心な自然公園の利用を確保し、国民の自然とのふれあいを推進することにより、人と自然が共生する社会の構築に寄与する。
(先行事例)
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 電話番号：03-5521-8280 / ファックス：03-3595-0029



<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) シカなどの野生鳥獣による生態系被害や生活環境被害対策</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p>
<p>(事業内容) 高齡化・人口減少の進行している山村地域等においては、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加等によりニホンザルやクマ類などの野生鳥獣の出没が増えているほか、高山帯、山岳地域等において近年、増えすぎたシカによる高山植物の食害など自然植生・生態系への被害が増大している。 森林の手入れや残渣の整理などを行うことにより、人の生活エリアと野生鳥獣の生息地域の棲み分けを行い、人身被害や生活環境被害の軽減を図るとともに、各地方公共団体が定めた計画に基づいて行うシカの個体数管理や防除対策を行い、地域の生態系、自然植生等の被害を軽減する。 また、あわせて将来の鳥獣保護管理の担い手育成のための取組みを支援する。</p>
<p>(主なメニュー) ○耕作放棄された農地や森林における刈り払い、集落や農耕地と鳥獣の生息地の間の緩衝帯整備など ○野生鳥獣との棲み分けのための防鹿柵等の設置 ○個体数調整等のためのシカ等の野生鳥獣の捕獲等 ○狩猟免許取得の促進支援等</p>
<p>(設備・人員等の基準) ・都道府県、市町村等の自由設計。</p>
<p>(利用者の規模) ・都道府県、市町村等の自由設計。</p>
<p>(利用料) なし</p>
<p>(委託費水準) ・都道府県、市町村等の自由設計。</p>
<p>(関係者の役割) ・市町村：実施主体、連携体制の構築など</p>

<p>・都道府県：実施主体、都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など</p> <p>・国：事業運営全般やカリキュラム作成等に関する相談・助言など</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p> <p>制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 地域住民の安全・安心の確保</li><li>② 野生鳥獣の適正な保護管理</li><li>③ 地域の自然植生や生態系の保全</li></ol>
<p>(先行事例)</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>環境省自然環境野生生物課鳥獣保護業務室</p> <p>電話番号：03-5521-8285 / ファックス：03-3581-7090</p>

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 外来種の効果的な防除による地域環境の改善</p>
<p>(関係省庁名) 環境省、農林水産省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容) アライグマやヌートリア、ブラッククバスなど地域の生態系や農林水産業に被害を及ぼす外来種を地域の関係者の連携を通じて効果的に防除することによって、地域の生物多様性を保全し、健全な農林水産業の推進に寄与する。</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： ① 各地で問題が発生させている外来種を集中的に防除することで生態系及び農林水産業への被害が飛躍的に軽減される可能性がある。 ② 国民の安心・安全、自然環境の保全を求める意識に効果的である。</p>
<p>(先行事例) 農林水産業及び生態系への被害対策として各地で実施中。</p>
<p>(期間後の取扱い) 継続的に防除を実施する必要がある場合は、地方公共団体等により事業を継続する。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 電話番号：03-5521-8344 (直通) / フォックス：03-3504-2175</p>

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 生物多様性温暖化影響調査隊事業</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b> (背景)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第4次評価報告書によると、地球温暖化が進むと生物多様性は地球規模で深刻な影響を受けることが予測されている。平成19年11月に策定された「第三次生物多様性国家戦略」においても、地球温暖化による生物多様性の危機を逃れることのできない深刻な問題として位置付け、温暖化影響のモニタリング体制の構築等を行うこととしている。また、平成20年6月に施行された「生物多様性基本法」でも、地球温暖化の防止などに資する施策の推進が規定され、必要な措置を講ずるものとされている。</li> <li>このような社会情勢のもと、近年わが国においても、四国南部と九州以南にしか生息していなかったナガサキアゲハが中部地方で確認されたり、ソメイヨシノの開花日が早まるなど、各地で地球温暖化によると思われる影響が確認されているが、それらのほとんどが断片的な情報にすぎず、体系的な把握が喫緊の課題となっている。</li> </ul>
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農学、生物学等の学位取得者や、自然環境や生物多様性に知見のある未就労既卒者を雇用して、生態系の指標種等の生息・生育情報の収集、植物の開花、渡り鳥の渡来情報等、地球温暖化による生物多様性への影響に係る基礎情報の体系的な把握を行う。</li> <li>また、収集された基礎情報を民間情報処理企業等により集計・解析させ、過去のデータとの比較等により、生物多様性や農林業、感染症に対する温暖化影響の予測を行う。</li> </ul> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) なし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における自然環境情報や温暖化による影響等の体系的な把握。</li> <li>地球温暖化によるわが国の生物多様性への影響を明らかにすることで、人間生活や社会経済等への影響を予測。</li> <li>自然環境分野での新たな雇用の創出。</li> </ul>
<p>(先行事例) 環境省の自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000事業で、全国的な見地から一部の種や生態系において実施中。</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>

(関係省庁担当者連絡先)

環境省生物多様性センター

電話番号：0555-72-6031 / ファックス：0555-72-6035

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 犬猫との共生推進事業 (犬猫の収容・譲渡適正化事業)
(関係省庁名) 環境省、厚生労働省
<b>事業の概要</b> (事業内容) ①野外で衰弱している飼い主不明の犬猫を捕獲・収容。 ②飼い主の捜索(インターネット、動物病院、ペットショップ等への迷子犬猫情報の提供)。 ③飼い主が見つからない犬猫を譲渡に向けて適正に飼養管理。問題行動抑制のためにつけ。 ④不妊去勢手術、マイクロチップ埋込、ワクチン・狂犬病予防注射の接種。 ⑤新たな譲渡先の探索。譲渡候補先とのマッチング。 ⑥譲渡先での適正飼育指導、定期的な監督・助言。 ⑦地域での共同飼育が可能な猫については、専門のコーディネーターの指導の下、地域合意のうえで地域全体での飼育管理を実施。 (期待される効果) 定性的効果： ・動物愛護精神の向上 ・犬猫の殺処分数(年間34万頭)の減少 ・犬猫の不適正飼育による苦情の減少 ・地域コミュニケーションの融和 (先行事例) 一部の実業メニューを実施している自治体がある。 (期間後の取扱い) 継続的に本事業を実施する必要がある場合は、地方公共団体等により事業を継続する。 (関係省庁担当者連絡先) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 電話番号：03-5521-8331 / ファックス：03-3508-9278

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 動植物を利用した窒素循環等による水環境再生モデル事業 (仮称)</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b> (事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窒素やリンによる水質汚濁の改善が必要な湖沼や閉鎖性海域等公共用水域において、葦や飼料用イネ、水産資源として活用されない海草や海藻等の植物や貝等を活用した水質浄化を行う。</li> <li>・ 成長した植物や貝等については、バイオマスとしての燃料、堆肥、畜産飼料等に活用することとし、浄化植物の育成、刈り取り、及びそれらの有効活用を事業として行う。</li> <li>・ 公共用水域を中心とした地域の事業として展開する。</li> <li>・ 関連団体との連携により、バイオマスの燃料化や海草等の堆肥化に関するノウハウを伝授することで、今後の就労支援を実施。</li> </ul>
<p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市 町 村：実施主体 (運営委託先の選定・監督)、連携体制の構築等</li> <li>・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など</li> <li>・ 国：事業運営全般に関する相談・助言等</li> </ul>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果) 環境保全効果</p> <p>植物を利用した公共用水域の水質浄化による水環境の保全。 バイオ燃料化によるCO2排出量削減。 閉鎖性海域における窒素循環を円滑化することにより、富栄養化を防止し、水産資源を保全。 地域における飼料製造及び堆肥製造事業を支援することで、地域の環境調和型社会構築を推進。また、天然由来の肥飼料供給により食の安全を確保。 飼料化による輸入飼料への依存低下によるバーチャルウォーター輸入量の低減。</p>
<p>(先行事例)</p> <p>①宮城県における藻場創出のための技術実証：回収アカモクは、食用・肥料等の用途が期待される。</p> <p>②NPO 法人大阪・水かいどう 808 による河川浄化プロジェクト「大阪ジョウカ物語」：真珠母貝であるイケチヨウガイを用いた水質浄化</p>

(期間後の取扱い)

平成 24 年度以降は、地域に根ざした事業として自立させる。ただし、水質浄化が達成された場合には、事業終了とする。

(関係省庁担当者連絡先)

環境省水・大気環境局水環境課

電話番号：03-5521-8313 / ファックス：03-3593-1438

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

電話番号：03-5521-8320 / ファックス：03-3501-2717



<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 市町村におけるリユース・リペア推進支援事業</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b> (事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録のあった高齢者や障害のある方などの世帯から排出される家具などの粗大ごみの玄関先収集を行う。収集した粗大ごみのうちでまだ使えそうなものについては、市町村が所有しているリサイクル関連施設に運搬して、修繕(リペア)を行った上で市民等に販売、譲渡し、リユースを推進するなど、適正な処理を推進する。</li> <li>また、リサイクル関連施設において家具等のリペアに係る人員を拡充する。</li> </ul>
<p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、市町村の自由設計。ただし、 <ol style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ等の収集・運搬や処理については廃棄物処理法に則して行う。</li> <li>リサイクル関連施設における人員の拡充に当たっては、ハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者等ができる限り優先的に採用する。</li> </ol> </li> </ul> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>○定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物のリユース・リペアを推進することにより、地域循環圏の形成に寄与。</li> <li>高齢者や障害のある方の生活支援</li> <li>離職者、雇止めされた派遣労働者等が粗大ごみとして排出された家具等のリペアを行うことにより、木工技術等の技術を習得</li> </ul>
<p>(先行事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玄関先収集：京都府京都市、愛知県豊田市ほか</li> <li>リペア事業：宮城県仙台市、栃木県宇都宮市ほか</li> </ul>
<p>(期間後の取扱い)</p> <p>サービス満足度や、サービス継続希望の有無、リユース・リペアの効果等を考慮し、期間後も継続的に行うか判断</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 電話番号：03-5501-3154 / ファックス：03-3593-8263</p>

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 優良処理施設への助成
(関係省庁名) なし
<b>事業の概要</b> (事業内容) ○ 地域住民等との協定や自主的な取組により、法令の規定よりも高頻度で環境モニタリング及び結果の公表を行う産業廃棄物処理施設に対して助成を行う。  (設備・人員等の基準) ・原則として、都道府県・政令市の自由設計。  (委託費水準) ・都道府県・政令市の自由設計。目安としては、 ◆ 都道府県・政令市 → 民間企業等 モニタリング対象によるが、各施設 約10万円/回の半額程度を助成
(関係者の役割) ・都道府県：施設の募集、都道府県基金からの助成など ・国：事業運営全般に関する相談・助言など (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし
(期待される効果) 定性的効果：産業廃棄物処理施設に関する住民不安の払拭。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 電話番号：03-5501-3156 / ファックス：03-3593-8264

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 環境保全上の支障になるおそれがある廃棄物の事前撤去・処理事業</p>
<p>(関係省庁名) 文部科学省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物処理業者が保有する廃炉、学校に設置されていた小型廃炉の撤去、処理</li> <li>○ 最終処分場の準好気化のための対策工事。</li> </ul> <p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、都道府県・政令市の自由設計。</li> </ul> <p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・政令市の自由設計。都道府県基金から</li> <li>◆ 都道府県・政令市 → 民間企業等と助成を行う。</li> </ul> <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県：施設の選定、都道府県基金からの助成、など</li> <li>・国：事業運営全般に関する相談・助言など</li> </ul> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p> <p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：廃焼却炉の解体を行い、住民の不安を払拭する。 最終処分場の改善を図るための工事を行い、最終処分場の維持管理向上や地球温暖化対策を図る</p> <p>各自治体1～5施設 事業費約1億円の半額補助 107自治体×2施設×5000万円＝100億円</p> <p>(先行事例) 特になし</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐 電話番号：03-5501-3156 / ファックス：03-3593-8264</p>

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 合併処理浄化槽への転換促進緊急調査</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容) 浄化槽の設置・使用状況を正確に把握するため、民間が設置・管理している浄化槽の現状を正確に把握するための現地確認調査を実施。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別訪問調査により、浄化槽等（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便所、その他）の設置状況及び使用状況を確認</li> <li>・戸別訪問調査結果や、浄化槽に係る届出情報等の精査を行い、電子台帳化（GIS台帳を含む）</li> </ul> </p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：  <ol style="list-style-type: none"> <li>① 今後の浄化槽整備計画などに反映することにより、効率的に汚水処理施設の整備と水環境の改善が可能となる。</li> <li>② 浄化槽の維持管理に問題があった場合に、効果的な助言指導が可能となる。</li> <li>③ 浄化槽の設置情報を電子台帳化することによる業務の効率化が可能となる。</li> </ol> </p>
<p>(先行事例) (社) 岩手県浄化槽協会、(財) 福岡県浄化槽協会など</p>
<p>(期間後の取扱い) 本事業により得られた成果を活用して、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進や、維持管理の指導徹底につなげる。</p>
<p>(その他懸案事項・要検討事項など)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室 電話番号：03-5501-3193 / ファックス：03-3593-8263</p>

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) エコツアーシステムの推進</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業の内容)</p> <p>○民間企業やNPO法人等エコツアー事業者や自然学校が新たに雇用するエコツアーガイドの育成、雇用の費用を支援する。</p> <p>※具体的な内容 (イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコツアー事業者がガイドとして雇用する予定者等に対し、技術等を習得させるための研修 (インターン研修) の経費を助成</li> <li>・インターン研修修了者等を雇用する際の経費を助成</li> </ul> <p>○地域のエコツアーシステムの推進を図る (エコツアー商品の開発、地域のエコツアーシステム推進のための技術的助言、地域の合意形成など) ための「コーディネーター」を市町村、観光協会、商工会、第三セクターなど地域のエコツアーシステム推進のための組織が新たに雇用するための費用を支援する。</p> <p>※具体的な内容 (イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコツアーシステムを実施する又は実施しようとする市町村や組織が、エコツアー商品の開発やエコツアーシステム推進のための技術的助言などを実施する「コーディネーター」を雇用するための経費を助成</li> <li>・エコツアーシステムを実施する又は実施しようとする市町村や組織が、当該組織の職員等のスキルアップを図り、当該地域のエコツアーシステムを推進するために必要な「コーディネーター」の役割を持たせられるよう外部の研修を受講させるときの経費を助成</li> </ul> <p>○エコツアーシステム推進のためのコーディネーターのスキルアップに必要な経費を支援する。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：各地域でのエコツアーシステムの取組が推進されることによる経済需要効果、新たな地域産業の創造等の地域活性化が可能となる。</p>
<p>(先行事例) 長崎県佐世保市においては、エコツアーガイドの育成するための講座を地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)を活用して実施中。</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室 電話番号：03-5521-8271 / ファックス：03-3508-9278</p>

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 身近な散乱ごみ監視パトロール・クリーンアップ事業
(関係省庁名)
<b>事業の概要</b>
(事業内容) 日頃から投棄されやすい場所や地域で美化活動を推進している地区を中心に身近な散乱ごみの監視パトロールを行いながら、現場で発見された散乱ごみについて回収・処理を実施。
(関係者の役割) 国 : 本事業に係る事業実施の方針策定、予算確保 都道府県 : 管内市町村からの募集、状況取りまとめ 市町村 : 監視パトロール・クリーンアップ要員の雇用、事業の実施
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
(期待される効果) 定性的効果 : 街道や町並み等の良好な環境の維持、美しい自然環境の維持、地域の観光産業の活性化等の貢献
(先行事例)
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 環境省廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室 電話番号 : 03-5501-3157 (直通) / ファックス : 03-3593-8264

<p>(関連分野)</p> <p>環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称)</p> <p>地域の環境教育拠点等での環境人材インキュベーター事業</p>
<p>(関係省庁名)</p> <p>環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自治体や民間が運営する環境教育や環境保全活動拠点、または地域におけるNGO活動やコミュニティビジネス等を支援する中間支援団体等において、環境人材育成担当臨時職員（2名程度）を雇用し、以下のいずれかの環境人材研修事業を立ち上げる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業の社員に対する環境経営の研修、インターンの幹旋</li> <li>2 事業型環境NPOや社会的企業家を目指す者への研修、インターンの幹旋</li> </ul> </li> <li>②または、環境教育・環境保全活動拠点等において、2名程度の人材を雇用し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>3 環境学習、環境保全活動の指導者としての養成</li> </ul> </li> </ul>
<p>(中小企業の社員や事業型環境NPOや社会的企業家への研修、インターンの幹旋等にあたって環境省で推進予定の環境人材育成コンソーシアム（今年3月に立ち上げる予定）や事業型環境NPO支援事業との連携、支援を得ることが可能。環境学習、環境保全活動の指導者養成については環境学習施設、温対法に基づく地域温暖化防止センター（現在45都道府県に設置、2009年度より99特別市等でも指定が可能となる）等において、各1～2名の人材を雇用し、3年程度生計を支えながらそれぞれの活動に就くことで、資金調達を含めて環境学習、環境保全活動の指導者としてのスキルを体得させることを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修事業に必要な経費（研修事業コーディネート費・講師謝金、インターン受け入れ先に対するインターン経費、研修を受ける者に対する旅費、研修費用）はふるさと雇用再生特別交付金から拠出する。</li> </ul>
<p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国 地方環境パートナーシップオフィスを通じた支援、環境人材育成コンソーシアムにおけるプログラム作りへの支援</li> <li>・都道府県、市町村：実施主体（地方公共団体が運営する環境教育施設、NP0支援センター）、民間の中間支援団体への幹旋</li> </ul> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p> <p>制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境人材育成：環境を通じて新しい事業活動を展開する人材の発掘、育成、</li> <li>②地域の課題解決、経済活性化：地域の課題解決のために、地域の資源を用いて商品・</li> </ul>

<p>サービス化をし、地域の人を雇う事業型環境 NP0、社会的企業の増大により、地域内の資源及び資金の循環を促し、地域の自立的な活性化を図る。</p> <p>③環境教育拠点、NP0 支援センターの事業活動の発展、活性化</p> <p>④インターンとして人材を受け入れる環境団体、中小企業の事業展開への貢献</p>
<p>(先行事例) NPO法人ETICにおける社会企業家育成インターンシップの実施</p>
<p>(期間後の取扱い)</p> <p>平成24年度以降は、段階的に研修事業の有料化を行い自立的な研修事業等へと発展させる。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室</p> <p>電話番号：03-5521-8231 / ファックス：03-3580-9568</p>



<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 省 CO2 鑑定団派遣事業</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>都道府県が、各都道府県の地球温暖化防止センターや民間企業等への委託により、地球温暖化防止活動推進員・エネルギー／建築関係専門家・環境カウンセラー・ISO／エコアクション21 審査人等から構成される「省 CO2 鑑定団」を設立する。</p> <p>同鑑定団は、街の電気店等とも協力し、家庭や学校、小規模事業所等からの、エネルギー使用の実態把握・分析、調査などの相談を受けるとともに、市町村等の連携により、地域の地球温暖化防止活動を推進する。</p> <p>また、家電量販店や街の電気店等が省エネ家電のキャンペーンを実施する際、上記鑑定団員を、キャンペーンの説明員として家電量販店等に派遣し、キャンペーン期間中の省エネ家電製品への買換えをエコポイントで支援する。</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 環境保全効果：</p> <p>請求書や省エネナビによる調査等より月・時間ごとのエネルギー使用実態を把握・解析し、改善点を提示する。不要・未活用電力・待機電力のカット、ピークカット(基本料金の削減・トランスの小型化)、作業方法改善(機器の効率的利用・運転)、施設・設備のリニューアル、省エネ製品の普及等により、温室効果ガス排出量の削減を行う。</p>
<p>(先行事例)</p> <p>・財団法人とやま環境財団、滋賀県家庭版 ESCO 推進事業 ・財団法人地球環境戦略研究機関関西研究センター (類似事例)</p> <p>・平成20年度エコ・アクション・ポイントモデル事業 (特定非営利活動法人カーボンシーク、(財) ひょうご環境創造協会)</p>
<p>(期間後の取扱い)</p> <p>本事業により得られた成果を活かして、期間後には有料サービスとしての定着を目指す。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8249 / ファックス：03-3580-1382</p> <p>環境省総合環境政策局環境経済課 電話番号：03-5521-8240 / ファックス：03-3580-9568</p>

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 地域の雇用・経済・環境のトリプルボトムラインを支える企業への投資促進
(関係省庁名) 厚生労働省、金融庁
<b>事業の概要</b>
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用対策を通じて、中長期的にも我が国の経済構造を強化していくためには、①正規雇用を推進し、②事業面からも将来性が見込まれ、かつ③環境保全に取り組む事業者（トリプルボトムラインを満たす事業者）に対し、国民の金融資産が優先的に振り向けられ、その事業が発展していくことが重要である。</li> <li>このため、地域の金融機関（調査会社等への調査委託も可）に対し、調査費を提供（委託費を支援）することにより（1件1千万円程度×2件×47都道府県）、地域において、①雇用、②事業性、③環境の3つの側面から積極的な取組を進める事業者を調査・抽出し、当該事業者の株式を組み入れた公募型のエコファンドの創設等を促す。また、当該投資ファンドを公表することにより、当該ファンドへの投資家の投資を促す。これらにより、株式が組み込まれた事業者等への資金供給が増え、当該事業者における雇用が促進される。</li> </ul>
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
(期待される効果)
(先行事例) 事業者の環境格付けや雇用調査などの単独調査は既に実施されているものがある。
(期間後の取扱い) 雇用対策・環境対策に積極的に取り組む企業に係る調査は将来的にもニーズが求められる分野として、金融機関、調査会社における自前調査としての継続が見込まれる。
(関係省庁担当者連絡先) 環境省総合環境政策局環境経済課 電話番号：03-5521-8230 / ファックス：03-3580-9568

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 小水力市民発電所推進事業</p>
<p>(関係省庁名) 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b> (小水力発電用流量流速の調査) 急峻な河川や農業用水で落差を利用した小水力発電を設置するためには、年間を通した流量や流速を調査することが必要である。調査については、小水力発電の設置可能な場所（現在、調査中のポテンシャル調査で可能性の高い場所で費用対効果や法的要件上も問題が少ない箇所）において、地域のシルバー人材やNPOを活用し、エネルギーの専門家の指導の下、調査を実施する。</p>
<p>(小水力市民発電設備の設置) 上記で設置可能な河川や農業用水、さらに浄水場や下水処理場における落差も活用し、小水力発電設備の設置を行う。設置にあたっては、小水力発電のもつ温暖化対策効果等も十分周知した上で、市民からの出資（市民からの公募債）なども活用し、発電した電力は売電若しくは、公共施設の電力として使用するとともに、電力代に相当する額を温暖化施策に活用する。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 設置する際には、河川法や電気事業法の手続きが必要。</p>
<p>(期待される効果) 環境負荷低減効果：温暖化対策上の効果が高い再生可能エネルギーの中でも、24時間発電でき、安定した発電が可能なおえ、ライフサイクルCO2が最も低い小水力発電を市内各所に設置することで、市民の温暖化対策への啓発効果、さらに市民による公募債を活用することによる市民参加型の温暖化対策が実施できる。</p>
<p>(先行事例) 山梨県都留市における家中川市民発電所</p>
<p>(期間後の取扱い) 各省の補助金も活用するなど設置可能場所での更なる展開が可能。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8339 / ファックス：03-3580-1382</p>